

## 休日窓口を行います

(マイナンバーカード申請・マイナポイント申込)

日時＝12月11日(土)8時30分～12時

場所＝マイナポイント・マイナンバーカードの申請窓口(115番窓口)

取扱業務＝「マイナンバーカード」の申請・「マイナポイント」の申し込み

### ■マイナンバーカードの申請

【必要なもの】

通知カード(お持ちの人のみ、回収します)・住民基本台帳カード(以前申請し持っている人のみ、回収します)・写真※1・本人確認書類※2

※必ず本人が来庁してください。それ以外の場合は事前にお問い合わせください。なお、15歳未満の人や成年被後見人はその法定代理人の同行と本人確認書類も必要です。

※1写真は、縦4.5cm×横3.5cm、申請前6カ月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの。(市民課で無料撮影もします。)

※2本人確認書類は、運転免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付の公的な身分証明書のうち1点、これらをお持ちでない人は、健康保険証・年金手帳・医療受給者証等のうち2点になります。以上のものをお持ちでない場合は、事前にお問い合わせください。

### ■マイナポイントの予約、申し込みの支援

【必要なもの】

マイナンバーカード、現在設定済みの暗証番号(利用者用電子証明書)、マイナポイントを申し込む決済サービスの決済手段(例:ICカード、専用アプリ等)

※決済サービスID及びセキュリティコードの内容、事前登録の必要性の有無をご確認のうえご来庁ください。決済サービスによっては窓口で申し込みができない場合があります。

詳しくはマイナポイントホームページ(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)をご参照ください。

問合せ＝市民課(☎85-4581)

(土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分)

※マイナポイントについての問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

※当日の窓口混雑状況により電話が繋がりにくい場合がありますので、問い合わせはなるべく平日にお願いします。

## マイナポイントの申し込みは12月末まで

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請された人が、マイナポイントの対象となっています。

マイナンバーカードを受け取った後、マイナポイントを申し込み、令和3年12月末までに申し込んだ決済サービスでチャージまたは買い物をすると最大5,000円分のポイントが、申し込んだ決済サービスに付与されます。詳しくはマイナポイントホームページ(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)をご参照ください。

問合せ＝市民課(☎85-4581)

(土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分)

※マイナポイントについての問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

## 令和3年中に家屋を新築・増改築・取り壊しされたみなさんへお知らせ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要となります。

### ◆新築・増改築をしたとき

令和3年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和4年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。

登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

### ◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

### ◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、届け出が必要となります。

### ◆建物の登記について

建物を新築や増築、取り壊した場合には不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。登記の手続きについては、奈良地方税務局登記部門(☎0742-23-5230)にお問い合わせください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284)